

第1日

平成22年12月3日（金）

午前10時零分開会

議長（柴田裕隆君） おはようございます。これより平成22年第8回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は22名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、お手元に配付しております会期日程表のとおり、本日から12月17日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柴田裕隆君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月17日までの15日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、

15番梶原康嗣議員

16番佐渡嶋克己議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。本日、市長から議案24件の送付を受けました。これを一括上程し、市長より提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

市長（森田俊介君） 皆さん、おはようございます。本日ここに平成22年第8回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中に、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会では、補正予算について8件、条例の一部改正及び条例の制定について5件、財産の処分について1件、財産の取得について2件、工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について1件、市道上の事故による損害賠償について2件、市道路線の認定について1件、指定管理者の指定について1件、朝倉市過疎地域自立促進計画の策定について1件、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約の変更について1件、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分について1件、合計24件の議案を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、補正予算8件について説明申し上げます。

第96号議案平成22年朝倉市一般会計補正予算（第5号）につきましては、生活保護費等について補正するものでありまして、補正の額は、歳入歳出それぞれ4億7,045万円を追加し、予算総額を269億5,935万1,000円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

総務費では、財政調整基金への積立金等の増額及び小石原川ダム建設に伴う林道整備費等の減額により1億1,053万6,000円を増額いたしました。

民生費では、障害者福祉サービス事業費、生活保護費等の増額により3億3,339万5,000円を増額いたしました。

衛生費では、上水道事業会計への繰入金1,096万9,000円を増額いたしました。

農林水産業費では、農業集落排水事業特別会計への繰入金275万3,000円を増額いたしました。

土木費では、境界確定作業委託料1,279万7,000円を増額いたしました。

次に、歳入の内容でございますが、歳出に伴う財源といたしまして地方交付税2億4,124万2,000円、国庫支出金2億2,916万7,000円、県支出金2,062万5,000円、財産収入980万円、繰入金700万円を増額補正し、諸収入3,738万4,000円を減額補正いたしました。

第97号議案平成22年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、事業勘定におきまして、前年度事業の確定に伴う精算返納金等について補正するものでありまして、歳入歳出それぞれ1億2,537万5,000円を追加し、予算総額を74億619万3,000円といたしました。

第98号議案平成22年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険事業勘定におきまして、介護保険事業の計画策定に係る調査経費について補正するものでありまして、歳入歳出それぞれ144万8,000円を追加し、予算総額を50億1,314万2,000円といたしました。

第99号議案平成22年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、第101号議案平成22年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第2号）及び第102号議案平成22年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、いずれも土木積算システムリース料に係る債務負担行為を設定しようとするものであります。

第100号議案平成22年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、消費税納付金について補正するものでありまして、歳入歳出それぞれ275万3,000円を追加し、予算総額を3億7,259万6,000円といたしました。

第103号議案平成22年度朝倉市水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、上水道の高料金対策に要する一般会計補助金及び公的資金の補助金免除繰上償還金について補正しようとするものでありまして、収益的収入及び支出におきまして、水道事業収益204万4,000円を増額し、収入合計を4億4,584万1,000円といたしました。

また、資本的収入及び支出におきまして、資本的収入892万5,000円を増額し、収入合計を1億1,781万6,000円とし、資本的支出1,930万4,000円を増額し、支出合計を2億4,312万9,000円といたしました。

次に、第104号議案外国の地方公共団体の機関等に派遣される朝倉市職員の処遇等に関

する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律第2条第1項の規定により、派遣される職員に支給される給与について、人事院規則18-0の一部を改正する人事院規則が施行されたことに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第105号議案朝倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、育児休業、介護休業等育児または家族介護等を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第106号議案朝倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が施行されたことに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第107号議案朝倉市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消費生活専門相談員の報酬を定めたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第108号議案朝倉市夢と緑を育む食料・農業・農村基本条例の制定につきましては、本市の食料並びに農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念、その実現に必要な基本的施策等を定めることにより、食料・農業及び農村に対する市民の理解を深め、持続的に発展する農業を確立させるとともに、健康で心豊かな住みよい地域社会の実現を図りたいので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第109号議案財産の処分につきましては、高山区に財産を無償で処分するに当たり、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第110号議案財産の取得につきましては、窪山善孝ほか7人から、土地及び建物を取得するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第111号議案財産の取得につきましては、株式会社アサモクから土地を取得するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第112号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更につきましては、朝倉東小学校舎大規模改造建築主体工事を施行するに当たり、工事設計の一部変更により請負契約額を変更する必要が生じたので、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第113号議案市道上の事故による損害賠償につきましては、市道上の事故により被害者、株式会社未来の受けた損害を賠償するに当たり、その額を定めること及び和解契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであ

ります。

第114号議案市道上の事故による損害賠償につきましては、市道上の事故により被害者松本祐子の受けた損害を賠償するに当たり、その額を定めること及び和解契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第115号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、日焼7号線及び生代1号線を市道路線に認定するに当たり、同条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第116号議案指定管理者の指定につきましては、朝倉市杷木物産館条例第3条及び朝倉市杷木農業公園条例第4条の規定に基づき、朝倉市杷木物産館及び朝倉市杷木農業公園の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第117号議案朝倉市過疎地域自立促進計画の策定につきましては、平成22年度から平成27年度までの朝倉市過疎地域自立促進計画を策定するに当たり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第118号議案甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約の変更につきましては、平成23年3月31日限り、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合で処理する総合教育センターの設置及び運営管理に関する事務、東部ごみ共同処理場の設置及び運営管理に関する事務及び火葬場の設置及び運営管理に関する事務を廃止すること並びに知事の許可のあった日から、ふるさと振興基金を廃止することに伴い、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の共同処理する事務を変更し、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、第119号議案甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分につきましては、平成23年3月31日限り、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合で処理する総合教育センターの設置及び運営管理に関する事務及び火葬場の設置及び運営管理に関する事務を廃止すること並びに知事の許可のあった日から、ふるさと振興基金を廃止することに伴い、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の共同処理する事務を変更し、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約を変更することとなり、その財産処分について定めるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上、重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中に人事案件につきましては、追加議案を提案申し上げ、御審議をお願いす

る予定でありますので、あらかじめ報告申し上げ、御了承いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

議長（柴田裕隆君） 補足説明があれば承ります。
なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。
以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。
午前10時15分散会